大阪 歯科 保険医新聞

10/15
2019年第1344号
（毎月5、15、25日発行）

大阪府歯科保険医協会
発行人　和田　武
大阪市浪速区幸町1-2-33
電話(06)6568-7731(代表)
http://osk-net.org/
●定価・年間10,000円　月1,000円
●1977年5月23日第三種郵便物認可

社保研究部

近畿厚生局へ厳重抗議

個別指導で事務官が暴言

近畿厚生局指導監査課の事務官が指導対象の歯科医師を侮辱し、人権侵害の暴言を繰り返している問題を受け、社保研究部は9月24日、同局に抗議し、改善を求める要請文を提出した。

【寄せられた暴言事例（抜粋）】

■被指導者が「カルテ枚数が多いので、（指導に）不必要な期間分は減らしてほしい」と事前に電話で相談したところ、事務官から「（カルテを）持ってこられないのは、先生が悪いことをしているからですか？」と対応された。

■事前に厚生局に弁護士帯同を申し出たところ、「弁護士の帯同は、悪いことをしている先生がやることです」と返答した。

近畿厚生局がある大阪合同庁舎第4号館

弁護士帯同は悪い先生がやること

新規個別指導や個別指導をめぐり、会員から「指導の場で暴言や恫喝を受けた」との報告が協会に複数寄せられている。社保研究部は「懇切丁寧に行う」と定めた指導大綱に反し、人権侵害にも当たることから事態を重く受け止め、当該事務官へ厳重抗議するとともに、同局長に「管理・監督責任を果たし、再発防止と改善に努めるよう求める」と要請した。

会員からの報告では、弁護士の帯同を諦めさせるような誘導や、持参物の軽減相談を拒否するような対応もあったという。弁護士の帯同について同局は2018年の保団連近畿ブロックの要望に対し、「一定の条件の下、帯同を認めています」と回答。持参物については通知文で「書類が膨大になる場合は、当課あてにご相談ください」と記載しており、事務官の対応は同局の〝方針〟にも反している。

要請文では、①事務官の言動について事実関係を調査②弁護士帯同やカルテ持参の軽減相談を拒否するような対応をとらないよう職員への徹底③再発防止と個別指導の円滑で正常な実施を目的に協会と年1回の意見交換の機会を設けること――を要望。1カ月以内に回答するよう求めている。

断じて許せない

平尾清司社保研究部長

個別指導は指導大綱に基づき、「懇切丁寧」に実施することが大前提だ。近畿厚生局大阪事務所の事務官の悪質な言動は全国的にも極めて異常であり、看過できない。

協会・保団連はこの間、技官からの暴言や人権侵害の是正に取り組み、弁護士帯同や録音を認めさせるなど指導の民主化に努めてきた。事務官による暴言を断じて許さないことはもとより、厚生局が再発防止に取り組むよう働きかけ、会員の人権を守るために公正な指導の実現へ向け運動していきたい。

難病　対象外は理解できぬ

全国膠原病友の会大阪支部長・湯川英典さん

協会や市民団体などでつくる「福祉医療の拡充を求める大阪実行委員会」は、府の医療費助成制度の改善と妊産婦医療費助成制度の創設を求めて請願署名に取り組む。重度障がい者医療費助成の拡充を求める湯川英典さん（全国膠原病友の会大阪支部長）の訴えを紹介する。

医療助成の拡充へ

2014年に難病法が成立し、15年4月から65歳以上の難病患者は大阪府の老人医療費助成制度の対象に加えられました。難病患者の多くは一つの医療機関だけではなく、皮膚科、歯科、眼科、整形外科、内科など複数受診しています。内科でも循環器、消化器、免疫内科など受診は多岐にわたります。

私の場合、一医療機関の自己負担上限額は1回5千円ですが、多い時には月1万円を超えることもあります。老人医療費助成制度の対象になったおかげで1回500円で済むようになり、本当に助かっています。

ところが、府は〝制度の対象者と給付の範囲を真に必要な者へ選択・集中する〟とし、18年4月から老人医療費助成制度を廃止。新たに重度障がい者医療費助成制度をつくりました。新制度では、難病患者であっても障害年金1級以外は助成の対象外とされてしまいました。

記者会見で医療費助成の改善を訴える湯川さん（中）＝9月24日、府庁

内部疾患を抱える難病患者は身体障害者手帳を取得できないことがほとんどです。府は制度の見直しの際、障害年金1級の難病患者は900人と見込んでいましたが、現時点で同制度の新規申請者は府下でわずか8人と聞いています。

私自身、現在は3年間の経過措置期間中で助成を受けられますが、21年4月以降は対象外になってしまいます。難病法で指定されているのに、なぜ府は障害年金1級という厳しい要件を持ち出すのか。全く理解できません。すべての難病患者が安心して治療を受けられるよう、医療費助成制度の改善を訴えたいと思います。

今号同封の医療費助成の拡充を求める署名と妊産婦医療費助成の創設を求める署名

11／9　指導対策講習会

近畿厚生局の「高圧的」な指導問題を受け、社保研究部は指導対策の重要性が高まっていることから講習会を11月9日に開く。講師は同部講師団が務める。

保団連発行の『カルテ記載を中心とした指導対策テキスト2017年8月版』を基にカルテ記載上のポイントや指導で指摘されやすい点など、傾向と対策を詳しく解説する。申し込みは協会HPまたは事務局（TEL06-6568-7731）まで。

◇

指導対策講習会～カルテはあなたを守る公文書

日時　11月9日（土）午後6時～8時　定員　100人
会場　M&Dホール　講師　社保研究部講師団　会費　1千円
持参物　『カルテ記載を中心とした指導対策テキスト2017年8月版』　※貸出はありません

12月に新規保険収載

シーリングコーティング処置

4面に詳細を掲載

9月25日に開かれた厚労省の中央社会保険医療協議会（中医協）総会でハイブリッドコートⅡの保険収載が提案され、承認された。12月から保険適用になる予定。同技術は、う蝕治療時の間接修復や疼痛、二次う蝕の抑制を目的に使われる。詳細は4面に掲載。

憲法署名 今号同封

「憲法を守り、生かす署名」用紙を今号に同封しています。戦争しない未来のためにご協力をお願いします。

歯界

本が売れない、雑誌が売れない――。インターネットや電子書籍の普及で紙メディアが喘ぐなか、新聞だけは軽減税率の対象になった。

「報道・言論により民主主義を支え、（略）公共財としての新聞の役割が認められた」。日本新聞協会は軽減税率の適用を受け、声明でこう記した。

国民の知る権利に応え、権力を監視する新聞の使命がいっそうの重みを増すなか、1日の各紙の社説には「（増税した）安倍首相の決断を評価したい」「（10％の先の）負担増の議論は避けて通れない」との文言が踊った。まともな検証なく盲目的に増税を支持し、再増税を叫ぶことが公共財の役割なのか。政権へのエールは軽減税率の見返りのようだ。

折しも4日付の雑誌『週刊朝日』は大企業への減税の実態を特集した。軽減税率を受けぬ雑誌やネットメディアの方が公共的に有益ではないか、と言いたくもなる。もはや新聞にジャーナリズムを求めるのは酷か。（Y）